令和５年５月２日

保護者の皆様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　弥富市教育委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　弥富市小中学校長会

**５類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について**

　文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われましたことを受け、５月８日（月）以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策等について、以下のように対応していきます。

**１　学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について**

(1) 平時の場合

○**健康観察、適切な換気、手洗い等の対策を引き続き実施**します。

○　**これまでもお示ししている通り、児童生徒及び教職員については、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本**とします。また、給食等の食事をとる場面における「黙食」は必要ないこととします。

(2) 地域や学校において感染が流行している場合

○　活動場面に応じて、次のような措置を一時的に講じる場合がありますので、ご承知おきください。

・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。

・触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

・学級、学年閉鎖等の臨時休業を行う。

**２　児童生徒の感染が判明した場合について**

○　感染が確認された場合は「出席停止」の措置をとります。出席停止期間は、**発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで**を基準とします。

○　出席停止の解除後、発症から１０日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

○　濃厚接触者の特定は行われなくなるため、学校への報告も必要ありません。同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはしません。

**保護者による毎朝の体温測定は、５月８日より「なし」としますが、引き続き**

**朝の健康状態の把握に努め、お子様に新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある（風邪症状、発熱、倦怠感等の症状が見られる）場合は、お子様の登校を控えていただき**、自宅で休養させていただきますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（その場合は欠席扱いになりますが、陽性が判明した場合は出席停止となります）

また、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情により登校を控える場合には、学校へご相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。